

相 続



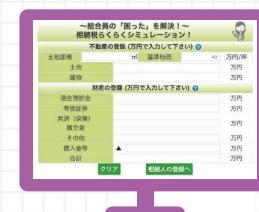
相続税は発生するだろうか?
いくら発生するだろうか?



まずは、下記の
「相続税らくらくシミュレーション」を
お使いください!!

新登場

相続税らくらく シミュレーション



組合員の皆さまから多くのご相談をいただき、相続税の概算についての
お悩みを解決するため、「相続税らくらくシミュレーション」を作成いたしました。

URLまたはQRコードから
アクセスいただき、ご活用ください!



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<https://www.jamidori.or.jp/fudousan/shindan/sindan.htm>

ご利用方法についてのご不明点やご利用後の個別事案の相談については、お気軽に不動産部までお問い合わせください。



もっと詳しく
相談したい

不動産部にご相談いただければ
税理士に依頼をして、
さらに詳しい仮計算をし、
シミュレーションを行います。



その後の対策の相談も
おまかせください!!

JAみどり不動産部の よろず相談室



Q 相続の対策って
相談できるの?

A 歴年贈与や配偶者居住用財産の贈与など、
また現金から不動産の贈与まで
幅広く相談に対応しております。



Q 想いを残しておきたい…
遺言を書きたい…

A 公正証書遺言を中心には、
各種遺言作成の支援から
エンディングノートの利用まで
相談に対応しております。



成年後見制度について

「成年後見制度」とは、認知症や病気、あるいは知的障害、精神障害等の事情により、意思判断能力が万全ではない人の法律行為や財産の管理を周囲の方が本人に代わって行う制度です。「法定後見」と「任意後見」の2つがあり、「法定後見」は家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度で、「後見」「保佐」「補助」の3つがあります。類型により、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。「任意後見」は将来、判断能力が不十分となったときに備えるための制度です。本人にとって本当に意味のある、合理的な理由のある支出しか認められず、推定相続人や、家族にメリットのあるような行為、例えば、将来の相続を見越して生前贈与や財産を整理・処分することは、基本的には認められません。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

後見

判断能力が
全くない

後見人に代理権と
取消権が与えられる

保佐

判断能力が
著しく不十分

保佐人に特定の事項以外の
同意権と取消権が与えられる

補助

判断能力が
不十分

補助人に一部の同意権と
取消権が与えられる

任意後見制度

将来、判断能力が
不十分となったときに
備える場合



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく

